

県営住宅等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>県営住宅等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第2条の3）</p> <p><u>第1章の2 整備基準（第2条の4）</u></p> <p>第2章 入居者の公募及び決定等（第3条—第9条の3）</p> <p>第3章 家賃及び敷金（第10条—第14条）</p> <p>第4章 入居者の保管義務等（第15条—第19条）</p> <p>第5章 収入超過者（第20条・第21条）</p> <p>第6章 明渡し請求等（第22条—第24条の2）</p> <p>第6章の2 県営住宅の活用（第24条の3—第24条の8）</p> <p>第7章 共同施設の使用許可等（第25条）</p> <p>第7章の2 管理の特例（第25条の2）</p> <p>第7章の3 指定管理者による管理等（第26条—第26条の9）</p> <p>第8章 雑則（第27条—第32条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条から第2条の3 略</p> <p>第1章の2 整備基準 (整備基準)</p> <p>第2条の4 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県営住宅及び共同施設の周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。</p> <p>(2) 安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって利用しやすいものとなるように整備すること。</p> <p>(3) 県営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工</p>	<p>県営住宅等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第2条の3）</p> <p>第2章 入居者の公募及び決定等（第3条—第9条の3）</p> <p>第3章 家賃及び敷金（第10条—第14条）</p> <p>第4章 入居者の保管義務等（第15条—第19条）</p> <p>第5章 収入超過者（第20条・第21条）</p> <p>第6章 明渡し請求等（第22条—第24条の2）</p> <p>第6章の2 県営住宅の活用（第24条の3—第24条の8）</p> <p>第7章 共同施設の使用許可等（第25条）</p> <p>第7章の2 管理の特例（第25条の2）</p> <p>第7章の3 指定管理者による管理等（第26条—第26条の9）</p> <p>第8章 雑則（第27条—第32条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条から第2条の3 略</p>

改正案	現行
<p>法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地域の特性等を勘案して規則で定める整備基準</p>	
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第1号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされた者にあつては第4号）に該当する者で、知事が許可したものとする。</p> <p>(1) 県内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第4号、第14条第1項第1号及び第23条第3項において同じ。）があること。</p> <p>(3) 法第23条各号に掲げる条件を具備する者であること。</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（第9条の2、第9条の3及び第23条の3第1項において「暴力団員」という。）でないこと。</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第1号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされた者にあつては第4号）に該当する者で、知事が許可したものとする。</p> <p>(1) 県内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第4号、第14条第1項第1号及び第23条第3項において同じ。）があること。</p> <p>(3) 法第23条各号に掲げる条件を具備する者であること。</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（第9条の2、第9条の3及び第23条の3第1項において「暴力団員」という。）でないこと。</p>
<p>2 法第23条第1号のイに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p>	
<p>(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平</p>	

改正案	現行
<p>成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他規則で定める者がある場合</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(3) 法第8条第1項若しくは第3項の災害又は激甚災害により滅失した住宅に居住していた者が、これらの規定若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る県営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる県営住宅に入居する場合</p> <p>3 法第23条第1号のイ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第23条第1号のイに掲げる場合 <u>21万4,000円(前項第3号の災害発生の日から3年を経過した後において同号の者が引き続き同号の県営住宅に入居している場合にあつては、15万8,000円)</u></p> <p>(2) 法第23条第1号のロに掲げる場合 <u>15万8,000円</u></p>	<p>現行</p> <p>2 法第23条第2号のイ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第23条第2号のイに掲げる場合 <u>公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第6条第5項第1号に定める金額</u></p> <p>(2) 法第23条第2号のロに掲げる場合 <u>政令第6条第5項第2号に定める金額</u></p>
<p>第5条から第28条まで 略</p>	<p>第5条から第28条まで 略</p>
<p>(県営改良住宅及び地区施設の管理についての準用等)</p> <p>第29条 県営改良住宅及び地区施設の管理等については、第4項に定めるもののほか、県営改良住宅を県営住宅と、地区施設を共同施設とみなして、第3条から第9条の3まで、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第23条の3、第25条第1項及び第26条から第28条までの規定を準用する。ただし、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定は、住改法第18条の規定に該当すると認められる者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限る。</p> <p>2 前項の規定によりこの条例の規定を準用する場合において、第3条、第15条第1項及び第16条第4号中「法」とあるのは「住改法第29条において準用する法」と、第4条第1項中「法第23条各号」とあるのは「住改法第29条において準用する法第23条各号」と、同条第2項及び第3項中「法第23条第1号のイ」とあるのは「住改法第29条において準用する法第23条第1</p>	<p>(県営改良住宅及び地区施設の管理についての準用等)</p> <p>第29条 県営改良住宅及び地区施設の管理等については、第4項に定めるもののほか、県営改良住宅を県営住宅と、地区施設を共同施設とみなして、第3条から第9条の3まで、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第23条の3、第25条第1項及び第26条から第28条までの規定を準用する。ただし、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定は、住改法第18条の規定に該当すると認められる者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限る。</p> <p>2 前項の規定によりこの条例の規定を準用する場合において、第3条、第15条第1項及び第16条第4号中「法」とあるのは「住改法第29条において準用する法」と、第4条第1項中「法第23条各号」とあるのは「住改法第29条において準用する法第23条各号」と、同条第2項中「法」とあるのは「住改法第29条において準用する法」と、「ロ」とあるのは「ハ」と、「政令」と</p>

改正案	現行
<p>号のイ」と、同項第1号中「21万4,000円（前項第3号の災害発生の日から3年を経過した後において同号の者が引き続き同号の県営住宅に入居している場合にあつては、15万8,000円）」とあるのは「13万9,000円」と、同項第2号中「法」とあるのは「住改法第29条において準用する法」と、「15万8,000円」とあるのは「11万4,000円」と、第6条第1項及び第7条中「政令」とあるのは「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条において準用する政令」と、第19条中「公営住宅監理員」とあるのは「改良住宅監理員」と、第26条の8第2号中「法」とあるのは「住改法（同法第29条において準用する法を含む。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>あるのは「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条の規定により読み替えて準用する政令」と、第6条第1項及び第7条中「政令」とあるのは「住宅地区改良法施行令第12条において準用する政令」と、第19条中「公営住宅監理員」とあるのは「改良住宅監理員」と、第26条の8第2号中「法」とあるのは「住改法（同法第29条において準用する法を含む。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>第30条から第32条 略</p>	<p>第30条から第32条 略</p>
<p>附 則 （施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 （経過措置）</p>	
<p>2 この条例の施行の前日に57歳以上である者に対するこの条例による改正後の県営住宅等に関する条例第4条第2項第2号のイの規定の適用については、同イ中「60歳」とあるのは、「57歳」とする。</p>	